# 立山町の令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年7月6日法律第109号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和5年度の決算に係る健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)並びに資金不足比率について、次のとおり公表します。

#### 1. 健全化判断比率

健全化判断比率は、いずれの指標も基準を下回っています。

(単位:%)

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準	
① 実質赤字比率	_	13.81	20.00	
② 連結実質赤字比率	_	18.81	30.00	
③ 実質公債費比率	11.5	25.00	35.00	
④ 将来負担比率	25.4	350.00		

備考 赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「一」と表示します。

#### 2. 資金不足比率

資金不足を生じた公営企業はありません。

(単位:%)

特別会計の名称	⑤資金不足比率	経営健全化基準	
水道事業会計	_		
農業集落排水事業特別会計	_	20.0	
浄化槽設置管理事業特別会計	_		
地域開発事業特別会計	_		

備考 資金不足額がないため、資金不足比率は「一」と表示します。

# 【用語の解説と算定式】

### ①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準的な財政規模に対する比率を示します。

一般会計等の実質赤字額 実質赤字比率 = 標準財政規模

# ②連結実質赤字比率

全会計の赤字と黒字の合算額の標準的な財政規模に対する比率を示します。

### ③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準的な財政規模に対する比率を示します。

(地方債の元利償還金+準元利償還金)
- (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
標準財政規模- (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

#### 4将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき額(地方債残高等)の標準的な財政規模に対する比率を示します。

将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額 +地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額見込額) 標準財政規模- (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

# ⑤資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化したものです。

資金不足比率	4	資金の不足額	
	=	事業の規模	